

奄美群島における税制特例措置について

製造業（例：黒糖焼酎、大島紬）や旅館業（例：ホテル、民宿）などの事業主の皆さまご存じですか？

奄美群島において建物や設備を新設・増設したときには、特別償却や県税・市町村税の免除などの措置が受けられます。ぜひご活用ください。

国税（所得税・法人税）の特別償却制度（平成10年度～）

(1) 対象業種	製造業、旅館業、農林水産物販売業、情報サービス業等
(2) 内 容	事業の用に供する設備（取得価額2,000万円超）を新設又は増設した場合に、その機械・装置につき 10/100、建物・付属設備につき 6/100の特別償却を認める。

地方税の課税免除等（平成11年度～）

(1) 対象業種	製造業、旅館業、観光関連農林水産物販売業、情報通信産業等、畜産業、水産業、薪炭製造業		
(1) 内 容	県	事業税	①製造業、旅館業、観光関連農林水産物販売業、情報通信産業等 ②畜産業、水産業、薪炭製造業
		不動産所得税	①製造業、旅館業、観光関連農林水産物販売業、情報通信産業等
	市町村	固定資産税	①製造業、旅館業、観光関連農林水産物販売業、情報通信産業等

【お問合せ先】役場税務課 電話0997-93-3111代

◇協会けんぽ鹿児島支部の保険料率が0.15%上昇し、9.51%になります。

協会けんぽ（全国健康保険協会）の健康保険料については、昨年ほどの保険料収入の落ち込みはないものの、医療費や高齢者医療への支援金の支出が伸びており、協会けんぽの財政は依然として厳しい状況となっております。そのため、本年3月分の保険料（4月納付分）から鹿児島支部の健康保険料率は9.51%（平成22年は9.36%）となり、2年連続して引上げを行うこととなりました。また40歳以上64歳までの方々に対する介護保険料率（全国一律）も、現在の1.50%から1.51%に引き上げることとなります。

厳しい経済状況の中ではありますが、加入者の皆様の医療と健康を支えるため、加入者・事業主の方々には、このようなご負担につきまして、何とぞご理解をいただきますようお願い申し上げます。

【お問合せ先】全国健康保険協会鹿児島支部 TEL：099-219-1734

◇協会けんぽ鹿児島支部事務所が移転統合します。

協会けんぽ鹿児島支部では、現在、金生町と郡元（分室）の2か所に分かれて業務を行っておりますが、お客様サービスの向上、事務処理の効率化、経費削減を目的とし、平成23年3月22日（火）より下記へ移転統合します。皆様のご理解・ご協力をお願い申し上げます。

《新住所》

〒892-8540 鹿児島市加治屋町18-8 三井生命鹿児島ビル5階

代表電話 099-219-1734 FAX 099-219-1743

（金生町の事務所で使用している郵便番号、代表電話・FAX番号は引き続き使用します）